

## 第10回天橋立周辺景観まちづくり検討会 議事要旨

日時：平成19年12月19日（水）13:30～16:30

場所：みやづ歴史の館

### 1. 開会

### 2. 住民・事業者等説明会の結果について

### 3. 景観まちづくり計画中間案に対する意見募集の結果について

<事務局より資料2、資料3の説明>

前田座長：パブリックコメントの意見は、前向きの話が多いが、後ろ向きの話は何かあったのだろうか。

事務局：重点ゾーンになると一般民家などにも規制がかかるので、できれば重点ゾーンから外してほしいとの意見が何点かあった。

意見募集の結果については、いただいた全ての意見に対して、委員のご意見等を踏まえ、府の考え方を整理して公表することとしている。

### 4. 景観まちづくり計画の修正について

<事務局より資料4、資料5の説明>

吹田委員：気になる点が二点ある。一つは府中地区の範囲について、境界ラインが一つの家屋を横切っているところの扱いをどうするのか。また、江尻はもう少し地形や道路に沿って、緩やかな範囲設定にしてもいいのではないか。

事務局：建物の真中にゾーンの仕切りがある場合は、資料4の3番目、「区域をまたぐ敷地の適用基準」で示すように、厳しい方の基準を適用すべきだと考えている。

江尻地区の区域設定案の考え方は、国道178号から25mの範囲を幹線道路に設定し、そこから海側は市道沿いの連続したまち並み景観ということでそちらを重点ゾーンに変更している。国道178号から一律に25mで取るとこのような設定になる。

吹田委員：もう一点、文珠地区は地形に沿った範囲で拡大しているが、府中地区も中野の成相寺に上がっていく道の角ぐらいまで拡大し、対象地域がわかりやすい線引きにしてもいいのではないか。

井上委員：中野地区ももう少し西までまち並みが続くのでもっと延びていく感じがする。

事務局：中野地区も重点ゾーンとして広げるか、府中小学校あたりまでにするのか地元で両方の意見があったが、どちらとも言い難いということで今の基本ラインで線引きした。

吹田委員：ゾーンの中で明確な境界がある場合は規制が違うのもわかるが、何もない隣り合った家同士で違うのはどうかと感じる。

事務局：今回は眺望を対象にしているが、まちなみ景観についても地区ごとの状況を踏まえて区域を広げていくことも考えられる。

前田座長： アイレベルだと吹田委員のおっしゃるとおりだが、今回は俯瞰景観という特殊な考え方に拠っている。江尻地区は地元の選択でこのような形にできたが、できないところはこうするしかなかったということだ。

宮崎委員： 江尻地区の意見としては、海から国道178号の間のはずだが線が違うところに入っている。

事務局： 国道178号までとすると国道の両側で違ってしまうので、国道178号から25mは幹線道路沿道ゾーンとして残し、25m幅を除いた区域を提案させていただいている。

幾世委員： 100度で杓子定規にやるのではなく、文珠地区での話をもっと積極的に広げようということだったはずだが。

森委員： 事務局でかみ砕いた説明をしていただかないとわからない。

赤松委員： 小天橋の一番端から宮津側を見ると古い松並木の第二小天橋が続いているのでここで切るともったいない。全て入れるとより良いのではないか。

山本委員： 幹線道路沿道ゾーンは変えていないのか。

事務局： 今回は、幹線道路沿道ゾーンや眺望景観沿道ゾーンとしていたところを、ご意見を踏まえ重点ゾーンに変える提案をさせていただいている。

山本委員： 聞く側としては混乱してしまう。俯瞰で縛るのと目線で縛るのと図示したらどうか。

事務局： 資料5に示した文珠地区のピンク色の部分は中間案時点での俯瞰景観重点ゾーンで、赤線で囲っている部分は眺望景観沿道ゾーンだったが、その部分を重点ゾーンに変更してはどうかという提案をさせてもらっている。

前田座長： 俯瞰というなら100度で切らないといけませんが、そこから連続したまち並み景観の固まりがあるのでアイレベルの議論が混じって話がややこしくなっている。

幾世委員： 景観全体のことを考えると、より積極的にエリアを広めていこうという話だ。

前田座長： この景観計画としては、俯瞰景観を中心に考えようという方向にはみんな納得しているが、今後のまちづくりを考えるとそれだけで切っているのかということだ。

大上委員： 俯瞰という意味から考えると、なぜ100度かという感じがしてきた。

稲葉委員： 一般の方にもわかるように、「なぜこう決めたのか」と問われたときのための理論武装がいる。

前田座長： 普通は最初から連続的なまとまりで規制をかけるが、ここは地域景観的まとまりでかける話と、俯瞰というものでかける話とダブルスタンダードになっている。

事務局： 俯瞰景観重点ゾーンは、天橋立の主要な視点場から天橋立とまち並みが一体的に俯瞰される範囲であり、100度の範囲は、人間の視野角から設定したものだ。

前田座長： 天橋立を中心に100度というのはこれまで納得していた話で、それをはっきりしたうえで、地元の下承が得られれば拡大していくという2段階で考える。

幾世委員： 決まって、あとになってから拡大するとなると「なぜ入れるのか」という後ろ向きの話になりかねない。今決めておく必要がある。

森委員 : 今日はこれで了解して、追加は地元自治会の意見を聞くなどする形を取ったほうがいいのではないか。

幾世委員 : まちなみの連続性に配慮して、自治会から要請のあった区域は拡大ということで話し合われているので、色塗りで範囲を決めてしまうと外れる、外れないになってくる。もうひとつ詰めが必要ではないかということだ。基本的にはいい。

事務局 : 区域の拡大については、文珠自治会から自治会全体を指定するように、との意見を文書でいただき、こういう線にしている。府中の江尻地区は、区域設定の線のずれがあるようなので再度確認し修正させていただく。

宮津市 : 地元自治会の説明に行ったが、中野自治会は隣同士で規制の違いが出てくるという話も含めて相談していただき、現在の線になっている。

江尻地区は国道と市道、海岸線の交わるところまで入れてもらいたいという要望があり、国道から海側全部を入れることになった。

文珠地区は地区一帯でまちづくりをされているので、文珠地区全体を入れてこの線になっている。

前田座長 : ビューランドのすぐ下の建物が赤色で塗っている部分に入っていないのが気になっているのだが。

事務局 : ここは自然景観保全ゾーンで、区域から外れているのではなく自然景観保全ゾーンの規制がかかる方向で考えている。

前田座長 : 微調整は地元でしていただき、基本的にはこの考え方でいきたい。

<事務局より資料6の説明>

前田座長 : 色彩に素材感が加わってくるので、伝統的な素材なら色彩が多少外れていてもかまわない。それに建築形態もプラスされる。

織田委員 : 文珠で話し合ったときの耐震性や屋根材の話が今回の修正案には含まれていて、かつ色彩も基準どおりになっているのでいいと思う。

山崎委員 : p4に色彩基準外の瓦が出ているが、この黄色は基準に沿わないということなのか。

事務局 : 茶系色のなかに入るが明るさの面で不可となっている。

山崎委員 : 府中を上から見るとこのような瓦があるので、助成等によって替えていく必要があるだろう。

前田座長 : p4の②は石見瓦といって島根県にはよくあるが、こちらでは避けたほうがいい。

<事務局より資料4-p2の説明>

前田座長 : 植栽に関しては景観緑三法の一つである都市緑地法にかかってくる。もう一つは屋外広告物法だ。この二つは十分な議論をしていないので課題として残るが、今の検討会としてはこの程度ということだ。次回もっと出てくるのだろうか。

事務局 : 検討中であり、どの程度のものを示せるかはまだわからない。

山崎委員 : 色の件で廻旋橋と大天橋は赤色と青色の二色であるが、今後どのようにされるのか。

事務局 : 公共事業も良好な景観づくりに取り組み、一般的な公共事業のルールも将来的に策定しやっていくべきだと考える。

森委員 : 守る会としても色彩的に指摘を受けており、文珠地区で若い世代にどういった色がいいかを検討してほしいと織田委員に頼んだ。天橋立公園継承準備委員会にも意見を出しており土木事務所からは時期が来たら考えるという返事はもらっている。

前田座長 : 廻旋橋のようなシンボリックなものは特別に議論するべきだ。景観のなかには、特別扱いをしなければいけない要素もある。それが橋や寺社だ。赤色も対比調和で緑のなかに入れることにより景観を引き締めているので許される。特別なものしか許されないものがあることは納得しておく必要がある。

山本委員 : 審査に関して、京都市では景観条例の確認申請が遅れていると聞いたが、指定をした以上積極的に、スムーズにできるような審査方法を確立していただきたい。

——（休憩）——

#### 5. 景観まちづくり計画を踏まえた屋外広告物規制について

<事務局より資料7の説明>

織田委員 : 自己用広告物が適用除外になっているが、自己用以外の比率は少ないと思う。大きさが規制されただけであまり変わっていないように感じる。

事務局 : 最も問題になっている野立て看板は、調査の結果割合が半々だったので、単純に半分は撤去可能と考える。

織田委員 : 屋上広告塔も自己用が90%以上だと思うがそれはどうか。

事務局 : おっしゃるとおりで対象外になってしまう。

前田座長 : 俯瞰景観重点ゾーンのシビアな話に対して、広告に関してはあまりに緩い。

吹田委員 : 例えば材質などの規制はあるのか。

前田座長 : ないことはない。昔ながらの木彫看板等は風情があるが、今、議論の対象になるようなものは大きさが問題で材質云々の話ではなくなってくる。

今後の大きな課題だ。これを契機に市町のほうが進めていかざるを得ないが、府からのアクションはあるのか。

事務局 : 現在の屋外広告物法の仕組みと京都府の屋外広告物条例の枠組だと適用除外は法的に認められているため、天橋立地区だけ特化して厳しくするのは難しい。自己用に関して京都市以外はかなり緩いのが現状だ。市町独自でやってもらえるといいが、この案でも既存不適格は今までよりも出てくると思われる。

宮津市 : 宮津市で規制する内容を決めており、俯瞰景観重点ゾーンは自己用でもダメとの表現があったが、今回の案では認めることになっている。地元からは世界遺産の関係でより厳しくという声が出るのではないかと。3月までに地元と煮詰めていく必要がある。

府中バイパスは禁止区域が先の資料の重点ゾーンとだぶるが、これを見る限り重点ゾーンの規制よりバイパスの規制のほうが強いと感じるので整理すべきではないか。

与謝野町： 与謝野町にあるのが幹線道路沿道ゾーンと眺望景観沿道ゾーンなので、宮津市とは違ったスタンスになる。この案によると自己用の5㎡以下は申請自体が義務づけられていないので難しい。5㎡を超える自己用のものも、認めるうえでどういうものにしていくのか、正直困っている。岩滝の海岸線の国道にすでに非自己用の建植広告物が立っている。猶予期間を設けて、撤去する方向で指導していくことは出てくるだろう。

実施時期で「道路の供用開始時期に合わせる」とあるが、もう少し早い時期から動くことが必要と考えている。

前田座長： 屋外広告物は非常に大事な話なので、来年3月以降も何らかの形で検討を続けていただきたい。市や町が中心になるが、府としても特別な地域であるのももう少し踏み込んだことをやっていただくとありがたい。

織田委員： この景観計画では一般市民にも瓦屋根や色の規制をかけているのに、商業者には自己用広告物を認めるのはいびつな話だ。今回の素案は甘すぎると思うので検討していただきたい。

山崎委員： 府中・文珠地区の観光関係者による合同会議が開かれた際に、天橋立の阿蘇海側に葦が溜まるので野田川にゴミを流さないよう、阿蘇海を汚さないことを考えていただけるような文章が一筆あればいいと思う。

事務局： 今年度、阿蘇海環境づくり協働会議が動き始めている。そのあたりを視野に入れて「公共事業と一体となった景観まちづくり」のなかで一文記述はしている。

山崎委員： 阿蘇海をきれいにするには地元住民の協力が必要だ。景観計画区域外の住民も阿蘇海に影響を及ぼす部分があるので協力をお願いするといった内容で、何かほしいということだ。

幾世委員： 屋外広告物が魔女狩りのように「悪いもの」という議論になるのは具合が悪い。看板も美的センスがあり、環境にも配慮しているモデル的なものもある。規制していくのは当然だが、いい看板があれば参考までに教えていただきたい。

前田座長： 看板すべてを「悪」とするのではなく、規制と同時に誘導していくようにすべき。以前から言っている遊覧船、店舗前に長く駐車している業者の車も景観を悪くしている。動くものについても手を打っていく必要がある。

山崎委員： 文珠地区内でモーターボートを運営しているところがあるが、シートで覆って停泊したままになっており、景観を損なっている。停泊に対しても何か規制がほしい。

前田座長： それなりのいい色彩にすれば景色を引き立てるものになる可能性もある。そういう話もどこかに入りたい。市や町への注文も出てきたので引き続き準備をお願いする。

事務局： 本日いただいたご意見をもとに内容の修正を行い、次回検討会で示したい。12月25日に行われる府景観審議会にも、一部修正してこの案を議論していただく予定。特に屋外広告物については、今回はよりブラッシュアップしたものをお出ししたい。

## 6. 閉会